

群馬県立桐生特別支援学校スクールバス運行業務委託仕様書

1 運行業務委託の内容

群馬県立桐生特別支援学校児童生徒送迎用スクールバスの運行とする。

受託者は、障害のある児童生徒を送迎するため、個々の児童生徒について、障害、精神状態、病状、行動の予測を把握した上で、「スクールバスの運行について」（別紙）に記載されている事項並びに指定した運行コース、運行時刻等の運行条件を遵守し、安全かつ確実に輸送をすること。

2 委託期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（60ヶ月）

運行日

原則：土曜日、日曜日、祝日及び学校が定める休業日（夏季休業等）を除く平日。

例外：学校行事又は学校が指定する登校日については運行日とする。

3 運行車両

- (1) 受託者は、スクールバス運行業務（以下「運行業務」という。）を履行するため、「委託スクールバス設置基準」（別紙）に定める基準を満たし、走行に支障のない車両1台を確保すること。
- (2) 車両には「群馬県立桐生特別支援学校」の文字を両サイドに表示すること。
- (3) 日常の車両点検・整備を行うこと。
- (4) 受託者が委託スクールバス設置基準に記載の車両（以下「仕様車両」という。）の準備に要する期間は、仕様車両以外での車両（大型車両不可）の運行を可とする。ただし、当該期間は令和8年6月30日までとする。

4 一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業

(1) 一般貸切旅客自動車運送事業

受託者は、道路運送法に基づく「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可を受け、委託期間の全期間において、その効力を有していなければならない。

なお、本契約締結後、速やかにその許可書の写し及び以下の事項を明記した書面を学校長に提出すること。又、委託期間中に許可の更新を受けた場合は、その更新の許可書の写しを速やかに学校長に提出すること。

ア 運行管理に関する指揮命令系統

イ 事故防止についての教育指導体制

ウ 運行管理者、整備管理者の専任状況

(2) 特定旅客自動車運送事業

受託者は、この業務の実施に当たり、契約締結後速やかに「特定旅客自動車運送事業」の許可を受け、その許可書の写しを学校長に提出すること。又、事業計画の変更の認可を受けた場合は、速やかにその認可書の写しを学校長に提出すること。

5 乗務員の確保

- (1) この業務に適任の運転手1名及び介助員1名を配置すること。

ア 契約期間中を通じて75歳未満であること。

ウ 大型自動車運転免許を有し、かつ取得後３年以上であること。

エ マイクロバス以上の自動車運転経験が１年以上であること。

オ 交通事故や違反により過去 5 年以内に免許の取消し又は停止の処分を受けていないこと。

- (2) 契約締結後、速やかに乗務員の名簿（様式任意）を提出すること。また、乗務員が変更となる際にも名簿を提出すること。
- (3) 運行業務に携わる運転者に対して事前に運行コース等を熟知させ、運行業務に支障がないようにすること。
- (4) 厚生年金法、健康保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法その他関係諸法令の定めを遵守すること。
- (5) 運転者に対し健康診断を実施すること。
- (6) 安全運行と乗務員に対する児童生徒との信頼関係を構築するため、乗務員を可能な限り同一の者とするよう努めること。
- (7) 受託者は児童生徒が障害を有することに配慮し、その特性の把握に努めるとともに、病気・発作等の場合の対応について、乗務員等に対し、あらかじめ学校と十分協議すること。また、必要に応じ、指導・研修等を行うこと。
- (8) 委託期間中、乗務員が変更となる場合は、前任者が従事中に必ず引継や同乗を行い、変更後円滑に業務が出来るようにすること。
- (9) 乗務員は、細心の注意をもって運行業務にあたり、児童生徒に対しては、教育の場にふさわしい態度で対応しなければならない。また、必要に応じて学校担当者等と打合せを行うこと。

(1) 児童生徒が乗降するときは、完全に車両が停車してから扉を開け、乗降場所の安全確認を行うこと。

- (2) 乗務員は、児童生徒がスクールバスに乗車又は降車する際は、必ず安全を確認すること。また、降車後には置き去り防止のため車内点検を徹底すること。

(1) スクールバスの運行日数、運行距離、運行コース等については、「令和8年度スクールバス運行計画書」、「時刻表」、「運行経路図」及び以下の事項を基準とする。

なお、各年度における運行日数等については、各年度の運行業務開始前までに委託者より通知する。

ア 運行時間 ①登校 7時50分～9時10分

②下校 (月・水・金)

1 4 時 5 0 分～終了時間は時刻表のとおり

(火・木)

14時00分～終了時間は時刻表のとおり

15時10分～終了時間は時刻表のとおり

イ 運行時刻 「時刻表」のとおり

ウ 運行路線 契約後提示する。 ※参考資料「運行経路図（R8）予定」

(校外学習時の運行)

ア 原則として「令和8年度スクールバス運行計画書」に基づいて運行する。

イ 委託者は、具体的な予定等を原則として実施する1週間前までに受託者に通知する。

(2) 児童生徒の乗車や交通事情等に対応するため、発車時刻の15分程度前には来校し、運行前点検等を行うこと。

(3) 運行区間及び経路の変更が生じた際は双方で協議すること。

(4) 行事等による運行時刻の変更は、委託者からの連絡により速やかに配車すること。

(5) 受託者は、運行業務を実施したときは、その都度、スクールバス運行日報に所定の事項を記入し、委託者又は委託者の指定する職員の確認を受けるものとする。

(6) 毎月の運行業務が業務委託契約書及び本仕様書に示されたとおり完了したときは、当該月の運行業務について「スクールバス運行業務委託実施報告書」を作成し、「スクールバス運行記録確認表」を添付して委託者あて提出すること。

8 任意保険について

委託期間において運行に使用する車両は、次に示す内容を満たす任意保険に加入するものとする。

なお、運行業務開始までに（委託期間の途中において任意保険が満了する場合にあっては、当該保険期間が満了するまでに）任意保険に加入していることが確認できる書類を提出すること。

車 両	車両標準価格表による時価額
対 人	無制限
対 物	無制限
搭 乗 者	1名1,000万円以上 1事故1,000万円以上×乗車定員

9 経費等

(1) 受託者の負担とするもの

ア 車両代

イ バス燃料、暖房用灯油代

ウ バスの運行に係る保管料、消耗品等の一切の経費

エ 乗務員（1台当たり運転者1名、介助員1名、合計2名）の雇用及びこれに伴う一切の経費

オ 車両の管理、整備に要する経費（法定点検含む）

カ 定期点検及び車検に要する経費

キ 修理代及び改修が必要となる場合の修繕経費

- ク 故障・事故等による損傷及び事故を原因とする故障の修理に係る経費（学校敷地内を含む）
- ケ 故障・事故等何らかの原因により運行が不能になった場合の代替輸送に要する経費
- コ 事故が起こった際の対人・対物損害賠償等事故処理等経費（任意保険加入経費含む）
- サ 車両と学校間の連絡用携帯電話の整備、使用に係る経費
- シ 自動車重量税、印紙代及び自賠責保険料
- ス 車両運行に伴う通常使用範囲において消耗し、一定の期間において交換を必要とする部品等の購入及び交換に係る経費（夏用及び冬用タイヤ、ブレーキ関連消耗部品、バッテリー、ファンベルト・ワイパーブレード等のゴム使用部品、エアフィルター、灯火類を含む）
- セ 自動車税及びナンバー変更等に係る経費
- ソ 一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の申請等（変更を含む）に係る経費
- タ 受託者が仕様車両準備に要する期間における仕様車両以外の車両を増台した場合の車両費、乗務員（１台当たり運転者１名、介助員１名、合計２名）の雇用及びこれに伴う一切の経費

（２）委託者の負担とするもの

児童生徒が通常と異なる使用をした場合等、委託者の使用方法が原因で破損した場合の修理に係る経費

（３）前号の規定により、委託者の費用負担とする場合には、受託者はその内容および金額を明らかにした書面により委託者に対して事前に協議すること。

（４）前各号の規定に関わらず、受託者の委託者に対する経費負担に係る事前協議なき場合についてはすべて受託者の負担とする。

10 個人情報の保護

受託者及び本業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことについては、契約期間中は当然のこと、契約期間終了後においても同様とする。

11 その他

この仕様書に記載のない事項、または疑義を生じた場合については、委託者及び受託者の双方が誠意をもって協議し、決定すること。